

令和7年3月31日

審査庁 高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 阿 部 晶 子

保有個人情報の一部開示決定に関する審査請求について（答申）

令和6年12月12日付け高市民第382号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

「令和6年6月26日に私の住民票の写し等が交付されたことが確認できる文書」につき、その一部を不開示とした決定については、「住民票の写し等交付請求書」に記載された「請求理由」を開示すべきである。

2 開示請求の内容及び審査請求に至る経緯

審査請求人 ○○○○が、令和6年7月23日付けで個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条の規定に基づき行った開示請求に対する、同年8月1日付け高市民第166号決定に係る請求内容及び審査請求の経緯は次のとおりである。

（1） 本件開示請求の内容

審査請求人は、「令和6年6月26日に私の住民票の写し等が交付されたことが確認できる文書」の開示請求を行った。

（2） 本件審査請求の経緯

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 7月23日	審査請求人から保有個人情報開示請求書を受付
令和6年 8月 1日	実施機関が保有個人情報一部開示を決定

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 9 月 2 7 日	実施機関が審査請求人から審査請求書を受付
令和 6 年 1 1 月 1 4 日	実施機関が審査請求人に対し弁明書を送付
令和 6 年 1 1 月 2 8 日	実施機関が審査請求人から反論書を受付

3 実施機関及び審査請求人の主張

(1) 実施機関の一部開示決定の理由

ア 開示しない部分

開示請求者以外の個人の氏名、住所及び生年月日並びに開示請求者以外の個人が特定されるおそれのある情報（ただし、開示請求者の了知事項を除く。）

イ 開示しない理由

開示請求者以外の特定の個人を識別することができる、又は識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、法第 7 8 条第 1 項第 2 号に該当

(2) 審査請求の趣旨

保有個人情報開示決定処分において開示されなかった「住民票の写し等交付請求書」の墨消し（マジックによる黒塗り）部分の開示を求める。

(3) 審査請求の理由

ア 不開示部分について

開示しない理由は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもので、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとされたが、その例外として法第 7 8 条第 1 項第 2 号ただし書によれば、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」は開示しなければならない旨を規定している。

この例外規定が適用されるか否かは、不開示により保護される利益と開示することにより得られる利益との比較衡量によるとされる。

イ 第三者請求について

本件対象文書は、本人等以外の者の申し出による住民票の写し等の

交付に関する住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12の3第1項の規定に基づき、請求（以下「第三者請求」という。）されたものと推測できる。第三者請求の要件は、居住関係を確認する必要があること、かつ、権利行使又は義務履行をするためなどの正当な理由があることとされる。

ウ 本件の経緯

審査請求人には、住民票の記載事項に関し、無断で他人には知られないというプライバシーの権利があり、他人が正当な理由もないにもかかわらず審査請求人の情報を得ることは、静穏な生活を害するものとして、不法行為を構成する。

審査請求人は、第三者請求者が同じマンションの住民であると推測しており、また、審査請求人の住所地を確認するためだとすれば、審査請求人の推測する第三者請求者は、審査請求人の住所を知っており、どのように考えても権利行使、義務履行の場面は想定できない。

以上の事実関係から総合的に判断すると、審査請求人の推測する第三者請求者には、何らの正当な理由がなく、審査請求人はプライバシーを侵害されたというほかない。

審査請求人は、第三者請求者に対し、正式に抗議し、場合により法的手続をとるためには、どうしても「住民票の写し等交付請求書」の墨消し部分を開示していただく必要がある。

（４） 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね次のとおりである。

ア 不開示の理由について

「窓口に来られた方の住所・氏名・フリガナ・生年月日」及び「あなたの証明が必要ですか」の「氏名」の部分は、当該部分を開示すると、当該部分に記載された個人の氏名等の記述により、特定の個人を識別することができるため、法第78条第1項第2号に該当する。

「必要な人から見て、あなたはどのような関係ですか」の部分には、具体的な関係や請求理由など、開示請求者以外の特定の個人を識別す

ることはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害する情報が記載されており、法第78条第2号に該当する。

イ 不開示部分の開示を求める主張について

審査請求人は、本件決定に係る第三者請求に正当な理由がなく、当該第三者請求者に対する抗議等のため、不開示部分の開示を主張するが、本件決定に係る第三者請求については、住民基本台帳法第12条の3の規定に基づき交付したもので、正当な理由がないとの指摘は当たらない。

また、法第78条第1項第2号ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」は不開示情報から除く旨を規定しているが、住民基本台帳法に基づき、正当な理由があると認められた第三者請求について、当該規定が適用されるものではない。

ウ 本件決定に係る第三者請求者の氏名その他審査請求書における記述について

当該記述については、審査請求人の推測に基づくものであり、また、本件決定の適法性、正当性は前述のとおりであるから、弁明することを要しない。

(5) 審査請求人の主張

審査請求人が反論書において主張する内容は、おおむね次のとおりである。

ア 弁明書には、高松市が「何をもって」住民基本台帳法に基づき（第三者の）申出を正当と認めたのか、の事実関係の説明が全くない。高松市は「正当な理由がある」と判断した理由を明示しないのであるから、理由にならない弁明と言わざるをえない。

イ 高松市は、弁明書において、「住民基本台帳法に基づき、正当な理由があると認められた第三者請求について、法第78条第1項第2号ロが適用されるものではない。」と主張する。審査請求人は、上記は当然のことなので、それを争うものではない。

ウ 「正当な理由がある」とされるには、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するため等の理由があり、かつ、それは単に第三者が口頭で言い分を言うだけでは足りず、客観的書類を交付・提示させてその正当性を疎明させることが事実上・解釈上の要件となっていることを踏まえ、高松市は第三者からそのような疎明資料の交付・提示を受けたのか、高松市がそれを見てどのように第三者に正当性があると判断したのかの事実関係の説明を求めているのである。

他の市町村では、同様の事案につき、権利義務があるのかないのかの実体審理がなされている。

エ 住民票の写し等交付申請書には、「住所地の確認の為なので」とあるだけであるが、本来、「何のために」住所を確認するのかの「何のために」が必要であり、単に第三者が、市民課の窓口で「住所地確認の為」と言ったところで正当性はない。

オ 第三者から交付・提示された疎明資料は権利義務を示すものでない書類ではないのであれば、高松市は墨消し部分を開示すべきである。

登録型本人通知制度につき、高松市はホームページで、この制度を利用することによって、不正取得の早期発見につながり、事実関係の早期究明、不正請求の抑止効果が期待できると説明をしている。これは高松市が第三者の請求をその場では正当なものと判断して交付する場合があることを前提としているものであり、ここで述べられている制度趣旨をそのまま本件に適用するならば、墨消し部分を開示すべきとなる。

カ 弁明書では、第三者請求者の氏名は審査請求人の単なる憶測によると主張するが、同じマンションの住人であることは添付書類（13）のとおり、合理的に推認される。

また、審査請求人の推測する第三者請求者からの書面やご意見箱（添付文書参照）等の事実関係から、第三者請求者を推認したことに何ら不自然な点はなく、合理的と言わざるをえない。

4 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、住民基本台帳法第12条の3第1項に基づく第三者請求（以下「本件第三者請求」という。）があり、住民票の写しが交付された際の住民票の写し等交付請求書である。

同法では、第三者請求による住民票の写し等の交付を受けることができる者について、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者（同法第12条の3第1項第1号）、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者（同項第2号）、及び前2号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者（同項第3号）としている。

同項の規定は、住民票の写し等を交付できる基準を明確化し、不正取得の発生を防止する一方で、正当な理由がある場合には、誰でも交付の申出ができることとし、公証制度としての枠組みを維持する趣旨と解される。

一方で、住民票の写しからは、現住所や家族構成、年齢や本籍地などの個人情報を知ることができ、不正に取得された場合、個人情報が、脅迫、いやがらせのほか、身元調査や詐欺、ストーカー行為等に悪用され、人権侵害につながることも考えられる。

このような前提を踏まえれば、正当な理由があり住民票の写しを取得した場合、第三者請求により住民票の写しの交付を受けた者の個人に関する情報は、法第78条第1項第2号に基づき非開示情報と取り扱われるべきであるが、住民票の写しが不正に取得され、それが悪用されることにより生じる不利益に対処する必要がある場合には、法第78条第1項第2号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」に該当するとして、当該情報は開示されるべきである。

(2) 法第78条第1項第2号ただし書口の該当性について

当審査会において、本件対象文書の提出から住民票の写しの交付に至る経緯について、実施機関から資料を収集し、また聴取した結果、本件

第三者請求に関して、高松市長は、住民基本台帳法第12条の3第1項各号の該当の有無を判断するため、必要と認める範囲で、本件第三者請求を行った者に対し、その行使しようとする権利、又は履行しようとする義務や提出する必要がある機関その他の正当な理由について、本件第三者請求を行った者に住民票の写しの交付を求める理由を記載させ、また、資料を提示させるとともに、関係機関に問い合わせ確認が必要な住民票の記載事項の範囲を特定するなどした上で、当該申出を相当と認めたことを確認した。

同法において市町村長が行うこととされている住民票の写し等の利用目的の確認に関しては、「市町村長が必要と認めるときは、同条第4項第4号の事項を証する書類の提示又は提出を求めるものとする（住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第10条第1項）」とされるなど、第三者請求に関する事務における市町村長の裁量が認められている。

以上を踏まえると、本件第三者請求に関し、高松市長の裁量権の逸脱又は濫用があったとまでは言えない。

また、審査請求人は、本件第三者請求に関する事実関係について審査請求人の推測を述べているが、そのような推測をもって、本件第三者請求を不当な目的によるものと認めることはできず、また、そのほか、当審査会が確認した限りにおいて、当該推測を裏付ける事実及び不当な目的によることが認められる事実もない。

こうしたことから、本件第三者請求による住民票の写しの交付について、住民票が違法又は不当に取得されたものとまでは認められないため、法第78条第1項第2号ただし書口に該当しない。

(3) 法第78条第1項第2号の該当性について

本件対象文書のうち、法第78条第1項第2号に該当するとして不開示としている部分は、「窓口に来られた方」欄の「住所、氏名、フリガナ、生年月日」、「どなたの証明が必要ですか」欄の「氏名」及び「必要な人から見て、あなたはどのような関係ですか」欄の「関係及び請求理由」である。

このうち、「窓口に来られた方」欄の「住所、氏名、フリガナ、生年月日」、「どなたの証明が必要ですか」欄の「氏名」及び「必要な人から見て、あなたはどのような関係ですか」欄の「関係」は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等の記述により、特定の個人を識別することができるものであるから、法第78条第1項第2号に該当する。

一方で、「必要な人から見て、あなたはどのような関係ですか」欄の「請求理由」の部分については、行使しようとする権利等の概要が記載されてはいるものの、当該記載内容のみで開示請求者以外の個人を識別することができる情報とまでは言い難く、また、開示することにより、第三者請求者の権利の行使等が困難になる可能性や、その程度がそれほど大きいとは考えられず、前述した開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報を不開示とすれば、当該記載内容が開示請求者以外の個人の権利利益を害するとまでは認められないため、法第78条第1項第2号に該当しない。

以上のことから、1「審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

第三者請求の制度は、不正取得を防止し、公証制度の枠組みを維持することをその趣旨としているところ、住民票の写し等の利用目的の確認に関しては、住民基本台帳法において、市町村長の裁量が認められており、当該事務の適切な執行を確保する観点から、その取扱いについて、可能な範囲でより具体的に明文化されていることが望ましい。

実施機関においては、利用目的の確認に必要な疎明資料の判断に関する運用マニュアル等の見直しを検討いただき、今後も適正な事務処理に努められたい。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年12月12日	諮問書受理

令和 7 年 1 月 2 0 日	実施機関から不開示理由の聴取及び争点の審査
令和 7 年 2 月 2 6 日	実施機関から不開示理由の聴取及び争点の審査
令和 7 年 3 月 3 1 日	答申